

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋床ドレン系サンプ（A）自動汲み上げ時、自動起動・停止用レベルスイッチの動作不良（設定ズレ）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット圧力指示計の漏洩確認時、圧力スイッチの継手部にリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	過渡現象記録装置の点検時、周辺機器（3台）に動作不良が認められたため、当該機器を点検・修理	D	
4	2号機	開閉所碍子洗浄装置の噴霧試験時、区画弁付属のエア抜き用ニードル弁ハンドル固定ネジに破損が認められたため、当該部を交換	D	
5	2号機	不活性ガス系弁の点検時、グランドボルトの腐食（1台）及びジョイントボルトに図面と異なるボルトの使用（1台）が認められたため、当該ボルトを交換	D	
6	2号機	主低圧タービン（A）上半内部車室の浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
7	2号機	主低圧タービン（B）上半内部車室の浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様等が認められたため、当該部を修理	D	
8	2号機	主低圧タービン（A・B）上下半ノズルダイヤフラム（9段）の浸透探傷検査時、ノズル板に欠損、水平面に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	主低圧タービン（A）上下半ノズルダイヤフラム（15段）の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	主低圧タービン（A・B）上下半ノズルダイヤフラム（17段）の浸透探傷検査時、ノズル板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
11	2号機	主低圧タービン（A・B）上下半ノズルダイヤフラム（18段）の浸透探傷検査時、ノズル板溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
12	2号機	主復水器チューブの探傷検査時、冷却管（16本）に判定基準値外れが認められたため、当該冷却管に閉止栓を実施	D	
13	2号機	残留熱除去海水（A系）熱交換器用淡水希釈弁において、開固着（1台）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	4号機	アラップ排気筒サンプポンプ点検時、コンクリート製ポンプピット上蓋吊りピース等に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
15	4号機	一般計測設備修理工事の工事報告書添付資料（工事写真）にページの抜けが認められたため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	プロセス計算機において、モニタ画面更新機能に不良が認められたため、当該計算機を点検・修理	D	
17	5号機	気体廃棄物処理系プロセス放射線モニタの予冷器出口サンプルポンプに動作不良（流量出ず）が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
18	5号機	液体廃棄物処理系機能検査の安全管理審査において、検査要領書への反映漏れ（検査用計器精度の変更）が認められたため、対応検討	C	
19	5号機	No. 5 非常用ディーゼル発電機（B）燃料油移送ポンプ（B）出口圧力計元弁において、弁棒に折損が認められたため、当該弁棒を交換	D	
20	集中環境設備	高温焼却炉設備廃棄物コンベア（B）において、廃棄物の詰まりによるモータ過負荷トリップ事象が認められたため、当該コンベア内を点検・清掃	D	
21	その他	使用済燃料輸送容器供用リークテスト装置の点検時、直流増幅装置（2台）に零点調整不能が認められたため、対応検討	D	
22	その他	水処理設備排水処理装置中和ポンプ（A）において、メカニカルシール部よりリーク（1滴／5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで